

2020. 5. 8 制定

2020. 5. 21 改定

2020. 5. 27 改定 (2020. 6. 1 施行)

新潟市社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防と体育施設再開の両立を進めるため、スポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下、「スポーツ庁ガイドライン」という。）を踏まえ、本市としての体育施設の再開に向けた基本的考え方や留意事項などを定めるものです。

2 対象施設

全ての新潟市立社会体育施設とします。

3 再開に向けた基本的考え方

「スポーツ庁ガイドライン」に示された事項に準拠するものとし、適切な感染防止対策を講じることとします。なお、屋内体育施設の利用については、換気や清掃等の基準を別表のとおり定めることとします。上記を踏まえ、各施設が抱える固有のリスクを洗い出し対応を考えながら、施設を再開していくこととします。

4 利用者の留意事項

①検温について

- ・屋内体育施設においては、発熱状況を確認するため、受付時に利用者全ての検温を実施することとします。

②チェックリストについて

- ・施設管理者は、利用の際の確認事項などを示した、「体育施設の利用にかかる新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を利用者に配布し、記入の上提出してもらい1ヵ月保管することとします。
- ・チェックリストはあらかじめホームページに掲載し、利用者が事前に確認することができるようにします。

③運動やスポーツを行う際の留意点

- ・競技種目による利用制限は行いませんが、感染予防の観点から、人と人との身体の接触が伴う試合や練習は避けてもらうこととします。
- ・施設管理者は、「スポーツ庁ガイドライン」に示された留意点や利用者が遵守すべき内容を定めた「運動やスポーツを行う際の留意点」を、利用者が確認できるよう複数箇所へ掲示することとします。

5 施設管理者の留意事項

「スポーツ庁ガイドライン」に示された「3 社会体育施設の再開時の感染防止策について」の、次の(1)～(4)に留意した対応をすることとします。

- (1) 施設の予約受付時の対応

- (2) 当日の利用受付時の留意事項
- (3) 利用者への要求事項
- (4) 施設管理者が準備等すべき事項

体育施設においては、提供しているサービスの内容に応じて、接触感染と飛沫感染のリスクがさらに存在する可能性が考えられるため、施設職員や利用者の動線や接触防止の観点でのリスク洗い出しと対策の検討を行い、利用者が確認できるよう、施設内に掲示することとします。

6 催事（イベントや大会等）の実施について

催事の主催者には、県が定めた「新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力をお願い」及び公益財団法人日本スポーツ協会等が定めた「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた上で、開催の判断が求められます。必要に応じてその周知をすることとします。

7 その他

- 施設利用者の中から新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合には、保健所等の指導に基づいて消毒を実施するため、施設利用を再休止することがあります。
- スポーツ関係団体等による各競技別のガイドラインが整備された場合には、そのガイドラインに準じて施設を利用してもらうこととします。ただし、検温とチェックリストの提出は、当面の間継続することとします。
- 新型コロナウイルスの感染状況によっては、本ガイドラインを見直すことがあります。

(関係リンク先)

スポーツ庁ホームページ

※「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

施設名 ()

室場名 ()

施設のリスクの洗い出しとその対策について

この施設は、スポーツ庁が示している「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づいた新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開館しています。

施設固有のリスクについて

○接触感染

想定されるリスク	対策
例) ウイルスの持ち込み・持ち出し	例) 手指の消毒設備の設置

○飛沫感染

想定されるリスク	対策
例) 利用者が多数の場合の密状態	例) 入場者の整理